

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の 構築に関する特別意見

我が国では、人材不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっており、在留外国人の増加やそれに伴って生じた様々な課題等に応じて、地方公共団体においては、地域社会の構成員の一員として外国人を受け入れるための各種施策を実施しているところである。

令和5年末の在留外国人数は341万人を超え、前年末比10.9%増となっており、過去最高を更新している。さらに、国においては令和6年3月29日の閣議決定により、特定技能の受入れ見込数の再設定と対象分野等の追加が行われ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数が拡大されている。また、令和6年6月21日に、育成就労制度の創設に係る「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公布日から3年以内に施行される。

こうした状況の中、今後、更なる外国人の増加や多国籍化、在留期間の長期化により、外国人との共生をめぐる状況が変化していくことが見込まれ、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる多様性に富んだ活力ある社会を実現することが必要である。

よって、国は、外国人材の適正な受入れや受入れ環境の整備、外国人との共生社会の実現に向け、都市自治体の課題を十分に把握し、必要な施策をスピード感を持って推進するとともに、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 育成就労制度の創設等について

- (1) 育成就労制度については、都市自治体などの状況を把握するとともに、地方創生の観点も踏まえ、育成就労を通じて地域に根差し、地域の産業振興や持続的発展につながる制度運用とすること。特に、転籍が可能となることにより、都市部や大企業に人材が集中することが懸念されるため、新設される「外国人育成就労機構」における地方企業情報の積極的な発出など地方や中小企業等の人材確保への支援、過度な受入れ競争の防止及び転籍の際における転籍前の受入れ企業が負担した初期費用の補填など、各種対策について具体的に提示すること。

- (2) 地域の状況にあわせて、外国人と企業のマッチングに齟齬が生じないような制度とするとともに、外国人労働者の人権に配慮した透明性と実効性を担保し、適正な送出しに向けた取組を徹底すること。
- (3) 国と自治体、監理支援機関の連携を図り、受入れ情報等を早期に共有するなど、地域の実情を踏まえた受入れ体制が構築できるよう配慮すること。
- (4) 技能実習制度からの制度変更に当たり、自治体窓口での相談等が増えることが想定されることから、丁寧な周知と、自治体への速やかな情報提供を行うこと。また、育成就労制度から発展的な在留資格となる特定技能2号については、在留期間に制限がなく、家族の帯同も可能となることから、自治体における相談窓口での対応、日本語教育の実施などについて、現場が混乱しないよう国において将来を見据えた対策を講じること。
- (5) 外国人材の受入れ企業による日本語教育、生活習慣等の指導について、積極的に取り組むことができるよう、国において必要な支援を行い、実効性のある制度とすること。

2. 日本語教育の推進

- (1) 国において、関係省庁の連携を図り、責任をもって総合的な体制づくりを進めること。また、日本語教育人材が不足していることから、日本語講師や少数言語に対応する専門家の育成・確保を図ること。
- (2) 外国人や監理団体・企業等に対し、日本語教育の環境について十分な周知を行うこと。また、入国前に日本語教育の実施や日本の文化・習慣の理解促進を図ること。
- (3) 日本語教育に関する事業主の責務について周知するとともに、外国人材の受入れ企業による日本語教育を推進すること。また、日本語教育を行う企業に加え、日本語教育機関での学習についても必要な支援を行い、企業規模や地域による日本語学習機会の差が生じないようにすること。
- (4) 都市自治体における日本語教室については、ボランティア講師やサポート人材等が不足していることから、人材確保に対する支援を行うこと。
- (5) 都市自治体における日本語教室が安定的に運営されるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の拡充など、十分な財源確保と継続的な財政支援を行うこと。

また、日本語教室がない都市自治体における日本語教室の開設・設置を支援するため、「地域日本語教育スタートアッププログラム」の拡充を図る

こと。

- (6) 都道府県と連携した広域的な日本語教室の実施、オンライン講座など ICT 技術を活用した日本語学習環境の構築、生活環境・労働環境等の違いによる日本語学習目的の多様化や日本語能力に応じたカリキュラムの作成、先行事例の展開等、地域の実情に応じた日本語教室運営の支援策を講じること。
- (7) 学校教育現場における外国語教育をより効果的なものにするため、正規教職員や外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (8) 認定日本語教育機関については、教育の質を確保するとともに、立地等に配慮の上、外国人が受講しやすい環境を構築すること。

3. 外国人に対する情報発信・相談体制の充実

- (1) 迅速かつ正確な情報提供を行うため、国による情報発信プラットフォームの充実を図るとともに、動画や「やさしい日本語」を活用した情報発信を行うこと。
- (2) 外国人の在留を支援する関係行政機関等を集約し、連携して支援する拠点である外国人在留支援センターの増設を図るとともに、国においては、必要な通訳の確保や多言語対応システムの開発、提供を行い、相談体制を強化すること。
- (3) 自治体からの情報発信に当たり、多言語翻訳のための翻訳機の活用や翻訳に係る人材の確保、防災・災害情報の発信や避難所における情報伝達のために必要な支援を行うこと。
- (4) 自治体の一元的相談窓口の設置・運営のため、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、都市自治体の実情を勘案したうえで十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講じること。

さらに、少数言語話者などへの対応を行うためには多言語三者電話通訳サービスの活用が効果的であるため、通訳支援事業を継続すること。

4. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援の充実

- (1) 国において、各ライフステージにおける外国人を取り巻く状況や課題を把握し、ライフステージや在留資格にあわせた包括的な支援体制の構築を図ること。

また、子育て・教育、医療・保健、社会保障など、ライフステージに応じた各制度や施策について、老後を含めて安定した生活基盤を構築していく観点から、総合的に検討すること。さらに、各制度について、多言語によるパンフレットや動画など外国人向けの情報提供を充実すること。

- (2) 子育て中の親の交流や相談の場の提供、外国人の子どもの就学状況の把握、就学促進、子どもの居場所づくり等に取り組む都市自治体を支援すること。
- (3) 義務教育期において、外国人の国籍や年齢などに応じたきめ細かな指導を行えるよう、指導体制の確保・充実のため、母語支援員等の確保を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の拡充など、日本語指導や学習支援等を行う都市自治体の取組に対し、必要な財政支援を講じること。
- (4) 進学・就職相談の充実や公立高等学校の受験言語の多様化など、日本語レベルに応じた支援を拡充すること。
- (5) ハローワークへの通訳配置や外国人雇用サービスセンターの体制を強化し、適切な職業相談を実施するとともに、外国人の雇用管理に関する周知・啓発の充実を図ること。
- (6) 医療通訳の配置支援など、外国人も安心安全に医療・介護を受けられる環境整備を図ること。
- (7) 外国人の高齢化に対応するため、介護保険制度や年金制度の周知・広報を充実すること。

5. 共生社会の基盤整備に向けた取組強化

- (1) 国において、関係省庁の連携のもと、都市自治体における共生社会の実現に向けた各施策の実施に必要な予算を確保するとともに、政府全体で共生社会の実現に取り組むこと。

また、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進を図ること。

- (2) 国、都道府県、市町村等が連携を図りながら、都市自治体において、地域の実情に応じた外国人の受け入れ体制の整備・充実が図れるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) 外国人の抱える多様化・複合化する問題に対応するため、外国人支援コーディネーターの育成を推進すること。

- (4) 都市自治体における多文化共生施策の企画立案等に資するため、国において、在留外国人の国籍や業種別等の生活状況の把握・公表を継続すること。
- (5) 適正な在留管理を進めるとともに、在留申請オンラインシステムヘルプデスクの多言語化など、在留管理体制の充実を図ること。また、永住許可制度の適正化については、丁寧な対応を行うこと。
- (6) マイナンバーカードと在留カードの一体化など、在留管理に係る制度変更については、自治体への速やかな情報提供を行うこと。
- (7) 義務教育課程における、多文化共生、異文化理解に関する教育の推進を図ること。
- (8) 外国人受入れ企業による、多文化共生事業の実施を推進すること。

令和6年11月13日

全 国 市 長 会
行政委員会
外国人受入れ問題に関する検討会 委員長
都城市長 池田 宜永